

取扱いの変更について



番号確認書類として、「マイナンバー記載の住民票の写し」又は「マイナンバー記載の住民票記載事項証明書」を提出する場合は、コピーの提出も認めることとしました。

「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」の変更箇所は、以下をご確認ください。

3 ページ

「確認書類」の用意

- 下表「○」の確認書類についてA4の用紙に、全体が見えるようにコピー（白黒可）をとってください。~~（番号確認書類として住民票の写し・住民票記載事項証明書を提出する場合は、原本を提出してください。）~~
- 書類の有効期限を確認してください。提出時点で有効期限が切れている書類は無効です。

番号 確認 書類	○本人（学生・生徒）	<p>《いずれか1点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード裏面のコピー <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>*マイナンバーカードとは・・・ 顔写真付きで、申請した人のみ所持しているプラスチック製のカード</p> </div> </div> ●通知カードのコピー <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>*通知カードとは・・・ 平成27年10月から全世界に配られた紙製のカード</p> </div> </div> <p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">原本又はコピー</p>
	○家計支持者 【主として家計を支えている人】	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写し（原本） <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当者のみ（本人または家計支持者）が記載された住民票を用意してください。住民票記載事項証明書でも可能です。 ・ 発効日・発行印があり、発効日が6か月以内のものが有効。 ・ コピーの提出は認められません。
	○家計支持者 【その他に家計を支えている人】	

ご注意

「『マイナンバー提出書』のセット」に同封されている「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」は、変更前の内容で記載されています。

※ 本件については、日本学生支援機構でも周知を行います。

(1904)